

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

まず、議案審議に入る前に、本定例会中の佐藤好美議員からの一般質問に関して、健康福祉課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（諸田 光君） 議長よりお許しをいただきましたので、佐藤議員さんからの一般質問での、インフルエンザの13歳以下の予防接種の2回目接種状況の把握に関するご質問についてお答えいたします。

結論から申しますと、現在、村として13歳以下の方のインフルエンザ予防接種の2回目の接種状況を確認することは困難な状況となります。

村では、助成対象となる1回目の接種について、予診票を村から対象者へ郵送しております。接種後、医療機関から、助成金の請求書とともに1回目の予診票が村へ戻ってくるため、村において1回目の接種状況を把握・保管しております。

2回目の接種は村の助成の対象外となり、原則として自費診療、自由診療となります。

このため、2回目の予診票は村へ提出されず、各医療機関において管理されており、村として接種の有無を確認することはできません。

ただし、森下診療所においては、3歳未満の方に限り1回当たりのワクチン接種量が少ないため、1回2,500円として頂いております。この取扱いの関係で、森下診療所で接種された3歳未満の方については、2回目の接種状況についても村で確認することが可能です。

インフルエンザ予防接種に関する回答は以上となります。

◎日程第1 議案の訂正について

○議長（永井一行君） これより議案審議に入ります。

日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

村長から、議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての訂正の申出がありました。

ただいま議題となっております本件について、訂正理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育局長（島田宏充君） 令和7年12月3日に提出いたしました議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定について訂正いたしたく、ご説明を申し上げます。

訂正の内容につきまして、昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例第6条に規定する別表のホール使用料、会議室等使用料、附属設備、備品等使用料の訂正をお願いするものでございます。

理由につきましては、従来は公民館使用料としての別表は、村民以外の方が使用する場合は金額が提示されていて、村民使用の場合は半額とするというものでした。今回、昭和村の方々の使用料はそのまま据え置く考えでございましたが、従前の使用料を半額にして提示すべきところ、誤って従前の金額のまま提示してしまったことによるものです。

誠に申し訳ございませんでした。

今後このようなことがないように、確認作業を再度徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案訂正の件について、承知することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第42号 昭和村議会議員及び昭和村長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第2、議案第42号 昭和村議会議員及び昭和村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての議案につきまして、本定例会第1日目において上程し、村長から提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第42号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号 昭和村議会議員及び昭和村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第43号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第3、議案第43号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第43号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
を採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第44号 昭和の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（永井一行君） 日程第4、議案第44号 昭和の森の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますの
で、これより議案第44号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 昭和の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第45号 昭和村税条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第5、議案第45号 昭和村税条例の一部を改正する条例についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第45号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号 昭和村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第46号 昭和村公民館条例の廃止について

○議長（永井一行君） 日程第6、議案第46号 昭和村公民館条例の廃止についての議案

につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第46号について質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 46号、47号、48号も関連していますから伺いたいと思いますが、公民館は、社会教育法に基づき、社会教育団体については使用料が免除されてきましたが、コミュニティーセンターになりますと免除する法的な根拠がなくなり、村長の裁量の範囲ということになります。

全員協議会では今までどおり免除するとの説明がありましたが、念のため村長に確認しておきたいと思います。

①今までどおり、社会教育団体の免除は継続していくと村長のほうから確約していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員さんの、①今までどおり、社会教育団体の免除は継続していくと確約していただきたいについてのご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、今まで通りの取り扱いとしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） ②それから、公民館主催の各種行事や文化祭、講演会、講習会、展示会等々については今後どのように引き継がれていくのか、説明がありませんでしたので伺います。事務局、説明していただければありがたいと思います。

○議長（永井一行君） 教育長。

○教育長（小野和好君） 林幸司議員さんの、②公民館主催の各行事文化祭や講演会講習会展示会等についてどのように引き継がれるのかについて、ご質問にお答えをいたします。

基本的には、公民館が主催しておりました各種行事や文化祭等は村や教育委員会が主催となり継続していこうと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 昭和村公民館条例の廃止についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第47号 昭和村公民館使用料条例の廃止について

○議長（永井一行君） 日程第7、議案第47号 昭和村公民館使用料条例の廃止についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第47号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号 昭和村公民館使用料条例の廃止についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例
の制定について

○議長（永井一行君） 日程第8、議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第48号について質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 使用料2倍への値上げは修正撤回されましたが、入場料金を徴収する場合、今までは1.5倍のみでしたが、新たに2倍、3倍が追加されました。

確認の意味で伺います。

①公民館では、附属設備、備品等の使用料は除いて1.5倍とされていましたが、この規定がなくなりました。

コミュニティーセンターでは、照明、音響、光熱費まで含めた使用料の2倍、3倍になるということに理解をしているわけなんですけれども、間違いないか、確認の意味で聞いておきたいと思います。

○議長（永井一行君） 教育長。

○教育長（小野和好君） 林幸司議員さんの、①コミュニティーセンターでは、照明、音響や光熱費まで含めた使用料の2倍、3倍になるということでしょうかというご質問にお答えをいたします。

現在の使用料条例は、ホール使用者から入場料など徴収する場合は、附属設備、備品等を除き、規定使用料の50%乗じて得た額を加算するとなっております。改正案では、入場料等を徴収する場合、区分ごとに課率を定めております。そして、この課率には、附属設備、備品等の使用料も含んで計算され、光熱費は除くことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 光熱費は除くというのはどこに書いてあるのか理解に苦しむんですけれども、条例の一番最後のところの備考というところの文章を見る限りでいくと、使用料という名称にはなっていない、光熱費ってなっているので、これは使用料に含まれないかなという、少し緩めた解釈、分かりづらいですね、分かりづらいけれども、いいことにしましょう。

しかし、私、ちょっと含めて計算してみました。

②の質問なんですけれども、入場料3,000円以上の場合、皆さんに表を作ってお示ししたんですけれども、村民も村外も最大3倍の値上げとなります。最大2倍か。ちょっと表を見ていただくと、これ光熱費も入っていますよ。これは光熱費も入っていますけれども、ホールを休日、そして夜間だけ、照明、音響、光熱費全部あって計算をしてみますと、村民の場合は2万5,000円から約5万5,000円にアップするということとなりますし、これ光熱費も入っていますけれどもね。村外の方でいきますと、今まででいけば5万円で済んだのが11万1,900円、光熱費除くと11万円ぐらいになりますか。

村民、村外とも、このホールで、有料でお金もらった場合には、倍ぐらいに値上げということになる計算なんですけれども、この点、補足説明していただけますか。間違いありませんか。

○議長（永井一行君） 教育長。

○教育長（小野和好君） 林幸司議員さんの、②入場料3,000円の場合、表のように村民も村外も最大2倍の値上げとなりますが、間違いありませんかのご質問にお答えをいたします。

入場料3,000円の場合は課率が100分の300になり、旧公民館使用条例の料金と比較すると約2倍となりますので、よろしく願いいたします。

なお、ご提示いただきましたホール休日・夜間使用、照明・音響使用、光熱費として、3時間、入場料3,000円の場合として表を頂きましたけれども、この表についての説明については事務局長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育委員会事務局長。

○教育局長（島田宏充君） 失礼します。

林幸司議員さんの、数字について、合っているかどうかということでありまして、この数字につきましては、多少違います。多少差がございます。

その理由といたしましては光熱費の関係でございます。これにつきましては、現状は、ホールにつきましては、1時間1,000円を、現状でも頂いております。そして、この改正案では、ホールにつきましては、1時間当たり500円にさせていただきたいということで、若干その部分が下がります。

ですので、基本的な、出させていただいた数字はこのような形なんですけれども、若干違うというところでご承知おきいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 光熱水費は、料金徴収の1.5倍、2倍、3倍は適用されないということですね。この辺が、ちょっと計算入れて、若干、ざっと出してみたんですけれども、細かいところは、でもおおむね倍ぐらいに値上げになるということは確認されました。

そこで、ホールだけではなく、ホール以外はこういう有料で借りるってことはほとんどないと思いますけれども、会議室のほうも、営業目的で、もし3,000円以上徴収をするということになれば、会議室のほうも、理屈上2倍程度の値上げになるという、今までの公民館と今度のコミュニティーセンターでは、値上げになるということなんですよね。だから、全く値上げなしということではありませんよということです。

営業目的では、教育事務局長よりも高くても当たり前ではないかと、ちゃんとお金頂くんだからというような説明だったかと思えますけれども、私、利根の沼田文化会館の大ホールよりも高いのでは、使う人はいないんじゃないかと、10万円も払わなくちゃならないでは、文化会館より、大ホールよりも高いよという話、説明しました。

昭和村でも、活性化センターなんか、朝から晩まで1日使っても、村民だったら1,300円です。1日昼間使って、夜まで使っても2,000円ぐらいですからね。2,000円と10万円ですよ。

もう活性化センターと比べて、昭和村の公民館は非常に、特にホールを有料、村外の方が催物をした場合、物すごい高くなるということだけは確認をしておきたいと思います。

せつかくコミュニティーセンターにするってことは、今まではあんまり営利事業はでき

ないよという基準がなくなって、いろんな営利事業にもどんどん使ってほしいという趣旨が、この高い料金では、せっかくのコミュニティーセンターのメリットが生かせないということをお願いわけなんですよ、私はね。

営利事業じゃねえかという言い方なんですけれども、3,000円以上の例えばチケットで、いろんな行事あると思います。例えば、群馬交響楽団が演奏会やります。塚越さんがジャズコンサートやります。尾瀬太鼓か、ほかの団体も来るかもしれないけれども、和太鼓の演奏会、これ文化会館で毎年やっているんですけれども、今度昭和村でやろうということだってあり得ます。劇団「繭」さんも前は公演などやっていましたね。

そういうことが、みんなとても無料ではできないと思いますよね。群響なんかだったらもう5,000円から1万円ぐらい頂かなきゃ、とてもじゃないけれども、オーケストラはできません。

しかし、それが、営利事業じゃないかと一概に決めつけるものじゃないということをお願いわけなんです。

いろいろ文化、芸術、芸能、こういう音楽などについては、大いに昭和村のホールも使ってもらって、少なくとも、村民の皆さんも身近なところでそういったことに親しむということは大変よいことなので、やはりこの10万円からの高い料金設定は、私はそういう本来の目的からすると、ちょっと違和感感じるな。

今回、改めて反対はしませんけれども、新しい条例を制定して、公民館をコミュニティーセンターにするという大変大事な決断を、議員としてもしなきゃならないわけなので、意見として申し上げておいて、今後利用状況を見ながら、いつでも改善する、改善とかそういうこともできるわけなので、これからの村民や利用者、いろんな意見が寄せられてきたら、私は個人的にはちょっと高いと、もう少し良心的な、2倍、3倍の料金設定は少し異議ありということだけ申し上げておきたいということで、教育長に最後の確認なんですけれども、この高い料金設定では今までと同じように、コミュニティーセンターになっても、あまり利用がない、使ってもらえないんじゃないかというふうには私は感じていますが、見解を伺っておきたいと思います。③番。

○議長（永井一行君） 村長。

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員の質問にお答えいたします。

③の、この料金設定では使ってもらえないと思うが見解を伺いたい、についてのご質問ですが、入場料が1,000円未満の利用については、現在の公民館の使用料よりも若干の値上がりとなります。

しかし、入場料が高額になりますと、現在の公民館使用料より高額になりますが、入場料設定をよく考慮していただければ、使用は可能かと思えます。

使用してもらえるかどうかについては、この料金設定で運用を開始し、動向を確認していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第49号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について

○議長（永井一行君） 日程第9、議案第49号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議

案第49号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第10、議案第53号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第3号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第53号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（永井一行君） 日程第11、議案第54号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第54号について質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 今月6日付の各新聞に大きく報道されました。上毛新聞にも一面トップで大きく報道されました。沼田病院の廃止、廃院の問題について、村民の命と医療に関わる重大問題であり、本村の国保会計にも大きく影響してくるものと思われまますのでお聞きをいたします。

1つ、今月5日村民の代表として出席した対策協議会の内容について、全協で報告がありませんでしたので、この場所で報告していただきたいと思ひます。

○議長（永井一行君） 村長。

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員さんの、対策協議会の内容についてのご質問にお答えいたします。

12月5日に、利根沼田地域保健医療対策協議会及び同協議会病院等機能部会が開催されました。

以前から沼田病院の状況について議論してまいりましたが、今回の議題は、①医療機能の引継ぎ状況、②国立病院機構からの報告、③利根沼田地域における今後の医療提供体制

に関する要望について挙げられていました。

まず、①の医療機能の引継ぎ状況についてですが、沼田病院が廃院となった場合、沼田病院が担っていた医療機能を、利根沼田地域の他の病院が引き継げるかどうかですが、感染症、巡回医療、救急、災害、がん検診、予防接種の6項目全てにおいて他の医療機関が引き継いでいただけることを確認いたしました。

次に、②国立病院機構からの報告についてですが、沼田病院では現在10人の常勤医師がいますが、今年度末をもって複数名の退職が見込まれていて、新たな医師の確保が困難なこと、そして、経営状況が非常に厳しい状態であることが報告されました。

そして、③利根沼田地域における今後の医療提供体制に関する要望についてですが、厚生労働省並びに独立行政法人国立病院機構に対し、群馬県知事、利根沼田の市町村長、県医師会長、利根沼田医師会長、県病院協会長の連名で、地域の医療体制に影響が出ないよう必要な支援や対応をお願いしたいとの旨の要望書を作成し、ちょうど本日沼田市長と、利根郡町村会長である川場村長、そして群馬県が東京へ要望に行っております。

以上が協議会及び部会の内容となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 私は、一般質問でも、ぜひ病院の存続のために頑張ってもらいたいということで、村長に一般質問をいたしました。明確な答弁はなかったと理解しております。

村長はこの3回開かれた沼田病院の廃止検討の会議の中で、存続してほしいという考えは示したのかどうか。村長として存続を主張したのかどうか、確認の意味で聞いておきたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

○村長（高橋幸一郎君） 林議員の質問にお答えいたします。

昭和村は、皆さん御存じのように、国民健康保険が嬭恋村に次いで県内第2位の1人当たりの支払いとなっております。

その分も含めまして、それと国立病院は、昭和村の方が患者数としては一番多いということは訴えてまいりました。

ですから、どうしても、機構の本部にも行ったときにも、新木理事長のほうにはお話し

しましたけれども、ぜひとも残してほしいという旨は十分に伝えておりました。

ただし、こういった状況の中で、医大協のほうでいろいろと会議を重ねる中で、そういった中で、先ほど申し上げた結論になったわけでございますけれども、最終的には12月15日、医大協がございますので、その席で、年内に方向性を見出すということで結論づけられましたので、15日の日には、再度、医大協の場でそのことを皆さんにお話をしたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第12、議案第55号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正

予算（第2号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第55号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第13、議案第56号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第56号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第57号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第14、議案第57号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第57号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第15、議案第58号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第2号）についての議案につきましても、提案理由の説明が済んでおりますので、これより議案第58号について質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第59号 昭和村消防団第1分団ポンプ車購入契約の締結について

○議長（永井一行君） 日程第16、議案第59号 昭和村消防団第1分団ポンプ車購入契約の締結についてを議案といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第59号 昭和村消防団第1分団ポンプ車購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村消防団第1分団のポンプ車の購入契約の締結であります。

12月3日に指名競争入札を実施し、落札者が決定したため、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

第1分団のポンプ車は、平成16年に購入して以来、地域防災を担う車両として運用されてきましたが、運用開始から20年余りが経過し、経年劣化が見られる状況となっております。

このため、火災をはじめとした様々な災害から村民を守るため、最新の機能を有した車両に更新いたします。

なお、今回の更新で、4か年にわたる消防車両の更新計画は終了となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 昭和村消防団第1分団ポンプ車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第60号 昭和村消防団第2分団小型ポンプ車購入契約の締結について

○議長（永井一行君） 日程第17、議案第60号 昭和村消防団第2分団小型ポンプ車購入契約の締結についてを議案といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第60号 昭和村消防団第2分団小型ポンプ車購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村消防団第2分団の小型ポンプ車の購入契約の締結であります。

12月3日に指名競争入札を実施し、落札者が決定したため、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

第2分団の小型ポンプ車は、平成16年に購入して以来、地域防災を担う車両として運用されてきましたが、運用開始から20年余りが経過し、経年劣化が見られる状況となっております。

ります。

このため、火災をはじめとした様々な災害から村民を守るため、最新の機能を有した車両に更新いたします。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号 昭和村消防団第2分団小型ポンプ車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上で村長提案を終わります。

◎日程第18 委員長報告について

○議長（永井一行君） 日程第18、委員長報告について。

委員長報告を求めます。

文教産建常任委員会委員長、倉沢つかさ君。

〔文教産建常任委員会委員長 倉沢つかさ君発言〕

○文教産建常任委員会委員長（倉沢つかさ君） 令和7年12月定例会委員長報告。

文教産建常任委員会委員長報告を行います。

文教産建常任委員会に付託されました陳情等の審査経過と結果について、会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

12月8日、役場会議室において、委員全員、説明者として村長、教育長、関係課長、局長らの出席の下、委員会を開催し、付託案件について慎重審議をいたしました。

受理番号42号、令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いでありますが、まず、小中学校を所管しております教育委員会に各学校の理科教育設備等の状況について確認をいたしました。各学校とも理科教材や実験器具など必要なものは予算計上しており、予算は足りていると、また、先生の準備や片付けなどは、支障もなくできているとのことでした。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、全会一致で趣旨採択すべきものとなりました。

次に、受理番号43号、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願いでありますが、まず、教育委員会に学校教材等の整備状況について確認をいたしました。各学校とも教育委員会と必要な教材等の協議調整がなされており、安定的、計画的な整備が図られておりました。これらを踏まえ、慎重に審議した結果、賛成多数で趣旨採択とすべきものとなりました。

当委員会に付託されました陳情等の案件につきましては以上であります。

以上を申し上げまして、文教産建常任委員会委員長報告とさせていただきます。

これらを踏まえて、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものとなりました。

当委員会に付託されました請願の案件につきましては以上であります。

以上を申し上げまして、文教産建常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（永井一行君） ここでお諮りいたします。

所管の委員長報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、委員長報告どおり決定いたします。

◎日程第19 議員派遣について

○議長（永井一行君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣をしたいと思えます。

なお、決定していない部分、事項、また後日変更事項等が生じたときは、議長に一任させていただきますと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、お手元に配付したとおり議員派遣することに決定いたしました。

◎日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（永井一行君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、特別委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎日程第21 字句等の整理委任について

○議長（永井一行君） 日程第21、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えますが、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、そのとおり決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（永井一行君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

村長より発言の申出がありましたので、許可します。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議長よりお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月3日から本日までの9日間にわたり開催され、この間、議員各位には、ご提案をいたしました全ての案件につきまして、慎重なご審議をいただいた上、原案のとおり可決をいただき、誠にありがとうございました。

さて、今年も残すところ3週間となりました。令和7年も議員皆様のご理解、ご協力をいただき、課題解決に向けた取組や新たな事業展開ができますことに改めて感謝を申し上げます。

特に、3月議会で承認いただきました、昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例ですが、メディアから取材を受けるなど村外からの反響も大きく、私自身も大変驚いております。

条例にもあるとおり、今年は、コンニャクの消費拡大に力を入れてまいりましたが、ここにきて、横浜市の学校給食で昭和村産のコンニャクを使用していただけることになりましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。今回は1月の2日間だけの使用となっておりますが、これを機会に定着していき、コンニャクの消費拡大につながっていけばと思います。

改めまして、ご尽力いただきました横浜市並びにコンニャク関係者の皆様に対し、感謝申し上げます。

結びに、村民の皆さんが新しい年を元気に、そして期待を持って迎えられることを願

っております。そして、議員皆様におかれましては、公私ともにお忙しい年末年始を迎えられるわけですが、健康にご留意いただき、益々議員活動に専心され、素晴らしい新年を迎えられますことをご祈念し、お礼の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（永井一行君） これにて、令和7年度第5回昭和村議会定例会を閉会いたします。

議員各位並びに執行部各位には、長期間にわたりまして誠にご苦勞さまでした。

午後 2時53分閉会